

市川市建設工事指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市川市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (8) 特例監理技術者 法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。
- (9) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (10) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19条各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止)

第4条 市から直接工事を請け負った建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- 3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で4,500万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上)である下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が4,500万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上)となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。
- (1) 工事1件の請負代の金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円)に満たない工事
 - (2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

(主任技術者等の適正な配置)

第6条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を設置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で設置しなければならない。この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、専任を要しない。

- 4 前項ただし書の規定は、難易度の高い又は特殊性のある建設工事において、適正な施工の確保を図る観点から、監理技術者を専任で配置する必要があると認められる場合は適用しない。

- 5 第3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置を行う場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
(ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本市が発注した建設工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 6 市が発注する建設工事においては、第3項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。
- 7 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。
- 8 前各項の規定は、入札公告、入札通知、見積依頼書又は設計図書において、主任技術者等の配置にかかる別の定めがある場合は、その内容を優先する。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。
- ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- (5) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。
- (6) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (7) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が当該建設工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその申し出を受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (8) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が市長にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。

- (9) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (10) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、第7条第7号の申し出の日（同号ただし書の場合にあっては、その一定の日。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とすること。
- (5) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (6) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (7) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (8) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請業者として選定してはならない。ただし、第12条の2第5項の規定により市長が特別な事情があると認めて市から直接工事を請け負った建設業者に通知した場合は、この限りでない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な業者を選定するよう努めるものとする。

- 3 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、市内に本店等を有する者を選定するよう努めるものとする。

(施工体制の把握)

第9条の2 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）並びに施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の建設業者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知事項に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 作成建設業者（第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。）は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 6 作成建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 7 作成建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。
- 8 第2項の規定による下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により再下請負通知人に該当する旨の通知を行わなければならない。
- 9 作成建設業者は、市との請負契約締結後原則として1か月以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により、施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。
- 10 前項の提出事項に変更があったとき、当該建設業者は、2週間以内に下請業者変更届（様式第8号）を市長に届け出なければならない。

(雇用条件等の改善)

第10条 市から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じ、自らが建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が同様の事項について措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

(主任技術者等の届出)

第11条 市から直接工事を請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者、監理技術者又は特

例監理技術者（特例監理技術者の場合は監理技術者補佐を含む。）を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を市長に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。

- 2 前項の提出事項に変更があったとき、当該建設業者は、2週間以内に主任技術者等変更届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。
- 3 前各項の届け出において、特例監理技術者を選任又は変更した場合は、特例監理技術者兼務届（様式第7号-2）を併せて提出しなければならない。

（点検及び調査）

第12条 第9条の2第9項の届出を受理したときは、「市川市公共工事入札契約適正化法事務運用要領」（平成13年4月1日施行）の規定に基づき、工事所管課の長は、施工体制等について点検しなければならない。

- 2 市が発注した工事について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、工事所管課の長は、その状況について調査しなければならない。
- 3 工事所管課の長は、前2項の点検及び調査の結果、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合（次条第1項の規定による報告に係る部分を除く。）には、引渡し完了日の翌月10日までに、点検等報告書（様式第10号）により契約課長に報告しなければならない。

（下請業者の社会保険等の加入点検等）

第12条の2 工事所管課の長は、前条第1項の点検の結果、社会保険等未加入建設業者を下請業者として選定した事実を発見したときは、速やかに、社会保険等未加入下請業者報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が1次下請業者の場合にあっては1次下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書（様式第13号）により、2次以下の下請業者の場合にあっては2次以下の下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書（様式第14号）により、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行するよう指導するとともに、履行した事実を確認することができる書類を市長が指定する日までに提出するよう通知するものとする。
- 3 前項の規定は、市から直接工事を請け負った建設業者が社会保険等未加入建設業者と直接下請契約を締結しない場合であって、かつ、当該社会保険等未加入建設業者を下請業者としなければならない工事の施工が困難となるときの他の特別の事情があると市長が認めるときは、適用しない。
- 4 前項の規定の適用を受けようとする市から直接工事を請け負った建設業者は、第2項の書類に代えて、特別事情申請書（様式第15号）を提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、特別の事情の有無を審査し、特別事情申請書に係る審査結果通知書（様式第16号）により審査結果を通知するものとする。

（監督職員）

第13条 市長は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督を行う者（「監督職員」

という。)を定め、速やかに当該建設工事を直接請け負った建設業者に監督職員等選任通知書(第11号)により通知を行わなければならない。また、監督職員を変更したときも同様とする。

(不正事実の申告等)

第14条 建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導・勧告等)

第15条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱(第9条第1項本文に係る部分を除く。)に違反した建設業者に対し必要があると認められるときは、必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市長は、市の入札参加資格業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないとき、若しくはこの要綱に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、競争参加資格停止等を検討するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第12条の2第2項の書類について必要があると認めるとき若しくは同条第5項の規定による審査の結果、特別の事情が無いと判断したときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対して事情聴取を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による事情聴取の結果に基づき必要があると認めるとき又は第12条の2第2項の規定による書類若しくは同条第4項の規定による特別事情申請書の提出がなされないときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対し、改善指導を行うものとする。

5 市長は、市から直接工事を請け負った建設業者が前項の規定による改善指導に従わないときは、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準(昭和50年12月13日施行)に基づく競争参加資格停止

(2) 工事成績評定に係る評定点の減点

(3) 当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者への通報

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月6日から施行する。ただし、第9条第3号の改正規定は、昭和64年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成25年1月1日以後の契約締結について適用し、同日前の契約締結については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成28年6月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和元年10月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和3年4月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

別表第 2

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(13)取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3

<雇用・労働条件の改善>

- (1)建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2)適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業所に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3)賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4)建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- (5)労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労度時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6)労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についての者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7)災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<社会保険の加入>

- (8)健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9)法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

<福祉の充実>

- (10)任意の労働補償制度に加入する等、労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (11)建設業退職金共済組合に加入する等、退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (12)常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

<福利厚生施設の整備>

- (13)建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

(16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。

<その他>

(19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施 工 体 制 台 帳

年 月 日

会社名 _____

事業所名 _____

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 第 号 知 事 一 般	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 第 号 知 事 一 般	年 月 日

工事名称 及 工事内容			
発注者名 及 住 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契約営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外						
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
		下請契約						

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者 補佐名		資 格 内 容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

1号特定技能外国人の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
--------------------------	-----	-------------------------	-----	-------------------------	-----

<下請負人に関する事項>

会社名				代表者名				
住 所								
工事名称 及び 工事内容								
工 期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日		年	月	日

建設業の許	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限・意見 申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

1号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請規約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐の資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再 下 請 負 通 知 書

年 月 日

直近上位

注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称	
------	--

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	注文者との 契約日 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任	資格内容	
権限及び 意見申出方法		担当工事内容	

1号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

《再下請関係》

再下請業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名				
住所 電話番号								
工事名称 及び 工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限・意見 申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

1号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

作業員名簿

（ 年 月 日作成）

事業所の名称

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請業者者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請
確認欄

提出日 年 月 日

（ 次）会社名

一次会社名

番号	ふりがな 氏名	職 種 ※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	中小企業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			受入教育 実施年月日	技能講習	免 許	
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日
			年 月 日	歳	年 月 日	年 月 日						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 ... 現場代理人 (作) ... 作業主任者 ((注) 2.) (女) ... 女性作業員 (未) ... 18歳未満の作業員
- 主 ... 主任技術者 (職) ... 職 長 (安) ... 安全衛生責任者 (能) ... 能力向上教育 (再) ... 危険有害業務・再発防止教育
- 習 ... 外国人技能実習生 (就) ... 外国人建設就労者 (1) ... 1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならぬ。

- (注) 3. 経歴年数は現在担当している仕事の経歴年数を記入する。
- (注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒に記す。
- (注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
- (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

様式第3号 施工体系図

工事名	自 年 月 日 至 年 月 日	商号又は名称	商号又は名称
工事の発注者又は名称		代表者名	代表者名
		許可番号	許可番号
		一般/特定の別	一般 / 特定
		工事の内容	工事の内容
		工期	工期
		主任技術者名	主任技術者名
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
		氏名	氏名
		建設工事の内容	建設工事の内容
元請負人の商号又は名称		主任技術者名	主任技術者名
監理技術者又は名称		特定専門工事の該当	有 ・ 無
監理技術者補佐名		氏名	氏名
氏名		建設工事の内容	建設工事の内容
専門技術者		商号又は名称	商号又は名称
		代表者名	代表者名
		許可番号	許可番号
		一般/特定の別	一般 / 特定
		工事の内容	工事の内容
		工期	工期
		主任技術者名	主任技術者名
		特定専門工事の該当	有 ・ 無
		氏名	氏名
		建設工事の内容	建設工事の内容

(下請業者) 様

作成建設業者の住所
 商号又は名称
 代表者氏名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の8第1項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わせなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(再下請負通知人の下請業者) 様

再下請負通知人
の 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

通 知 書

工 事 名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わせなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

下請業者選定通知書

年 月 日

市川市長

所在地
商号又は名称
代表者名
電話番号

1 工事名 _____

2 工期 _____

3 請負代金額 _____

上記建設工事の一部を施工する下請業者については、次のとおりですので、市川市建設工事指導要綱第9条の2第9項の規定並びに工事請負契約約款第7条の規定により通知します。

注文者名	下請に附した工事種別 又は範囲	下請業者	下請区分	市内業者を使用しない場合の理由
		① 商号又は名称・代表者氏名 ② 所在地 ・電話番号 ③ 許可番号・許可業種	第1, 第2 下請等の区分	
		① ② ③		

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知書並びにこれらの書類に係る添付書類

<市内業者を使用しない理由の例>

- ・市内に代理店無し・市内に取引業者無し・予算の関係・特殊作業・永年の取引・指定メーカー等

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を選任したので市川市建設工事指導要綱第11条第1項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				
現 住 所				
生年月日				
資 格				

※添付書類

現場代理人については、直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類の写し。
現場代理人以外については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類の写し。
なお、特例監理技術者について届け出する場合は、特例監理技術者兼務届（様式第7号-2）を添付すること。

- (注) 1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
2 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

特例監理技術者兼務届

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、市川市建設工事指導要綱（以下「要綱」という。）第11条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第10条により、特例監理技術者の兼務する工事について次のとおり届け出ます。

なお、特例監理技術者の配置においては、要綱第6条第5項に定められた要件を全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の特例監理技術者の配置に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

記

1 届出区分

<input type="checkbox"/> 新規	特例監理技術者が兼務する工事について、次のとおり届け出ます。
<input type="checkbox"/> 変更	特例監理技術者が兼務する工事について、次のとおり変更しましたので届け出ます。
<input type="checkbox"/> 解除	特例監理技術者の兼務を解除しましたので、次のとおり届け出ます。

2 特例監理技術者の兼務する工事に関する事項

特例監理技術者の氏名		
兼務する 工 事	工 事 名	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	工 事 担 当 課	
	契 約 金 額	
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）

3 届出事由発生日 年 月 日

※添付書類

- ・新規又は変更の場合は、特例監理技術者が兼務する工事の契約書及び主任技術者等専任通知書（写し）（上記2の記載事項を確認できる部分）
- ・解除の場合は、特例監理技術者が兼務する工事において選任が解除されたことがわかる書類（写し）

※兼務をさせる工事の工事担当課それぞれに提出すること。

下請業者変更届

年 月 日

市川市長

所在地
商号又は名称
代表者名
電話番号

- 1 工事名 _____
- 2 工期 _____
- 3 請負代金額 _____

上記建設工事に関し、 年 月 日付で通知した下請業者については、次のとおり変更したので、市川市建設工事指導要綱第9条の2第10項の規定により届出をします。

区 分	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注文者名				
下請に附した工事 の種別又は範囲				
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名			
	所在地 電話番号			
	許可番号			
	許可業種			
下請区分				
変更日	年 月 日		年 月 日	

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

市川市長

所在地
商号又は名称
代表者名

主任技術者等変更届

年 月 日契約に係る 工事に関し、
年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、
市川市建設工事指導要綱第11条第2項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定
により届出をします。

記

	変更前	変更後
氏名		
現住所		
生年月日		
資格		
変更日	年 月 日	

年 月 日

契約課長様

工事所管課の長

点 検 等 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、市川市建設工事指導要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
受 注 者 名 (商号又は名称)	
本店又は営業所所在地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

別 添

点検等年月日	
1. 点検事項	
(1) 施工体制台帳の整備状況	
(2) 下請契約書	
(3) 一括下請又は不必要な重層下請	
(4) 標識等の掲示	
(5) 施工体制又は施工体系図の確認	
(6) 監理（主任）技術者の配置状況 （監理技術者補佐を配置する場合はこれを含む。）	
(7) 下請業者の使用状況	
(8) 社会保険の加入状況	
2. その他の事項	（具体的に記入）
（不適正等の内容）	
（指導状況）	

点検（調査）者 職・氏名 _____

年 月 日

様

市川市長
(公 印 省 略)
(〇〇課扱い)

監督職員等選任通知書

1. 工 事 名

2. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

3. 契 約 金 額 円

上記の建設工事に関して、次の者を監督職員等として選任したので、市川市建設工事指導要綱第13条第1項の規定及び建設工事請負契約約款第9条第1項の規定により通知します。

	工事担当課長	担当責任者	監督職員
氏 名			
監督職員等の権限	建設工事請負契約約款の定めるところによる。		

市 川 市 長

工事担当課の長

社会保険等未加入下請業者報告書

下記の工事について、社会保険等未加入の下請業者が判明したため、市川市建設工事指導要綱第12条の2第1項の規定により報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
受注者名(商号又は名称)	
社会保険等未加入 建設業者名	(許可番号〇〇-〇〇〇〇)
未加入の社会保険等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

【添付書類】

- ・施工体制台帳(様式第1号)
- ・再下請負通知書(様式第2号)
- ・施工体系図(様式第3号)
- ・下請業者選定通知書(様式6号)
- ・その他必要な書類

第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

市川市長

1次下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、1次下請業者である「〇〇社」が社会保険等未加入建設業者であることが確認されました。

これは、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項及び工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第7条の2第1項の規定に反するものであり、要綱第12条の2第2項及び約款第7条の2第2項第1号の規定に基づき、年 月 日までに、当該下請負人が、未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を提出するよう通知します。

なお、当該期間内に確認書類が提出されなかった場合は、要綱第9条第1項及び約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
社会保険等未加入 建設業者名	(許可番号〇〇-〇〇〇〇)
未加入の社会保険等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

市川市長

2次以下の下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、○次下請業者である「○○社」が社会保険等未加入業者であることが確認されました。

これは、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項及び工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第7条の2第1項の規定に反するものであり、要綱第12条の2第2項及び約款第7条の2第2項第2号イの規定に基づき、年 月 日までに、当該下請負人が社会保険等へ加入するよう指導し、当該未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を提出するよう通知します。

なお、要綱第12条の2第3項及び約款第7条の2第2項第2号ロの規定に該当する場合は、要綱第12条の2第4項の規定に基づき、年 月 日までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情を記載した書面(以下「特別事情申請書」という。)を提出するよう通知します。当該期間内に特別事情申請書が提出されなかった場合には、特別の事情を有しないものとみなします。

さらに、当該期間内に確認書類が提出されなかった場合であって、特別事情申請書によっても特別の事情を有すると市が認めなかった場合には、要綱第9条及び約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
社会保険等未加入 建設業者名	(許可番号○○-○○○○)
未加入の社会保険等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

年 月 日

市川市長

所在地
商号又は名称
代表者名

印

特別事情申請書

年 月 日付けで契約締結いたしました「〇〇工事」について、「〇〇社」が(※)法第 条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、下記のとおり当社は「〇〇社」を下請負人とする必要があるため、市川市建設工事指導要綱第12条の2第4項及び工事請負契約約款第7条の2第2項第2号ロの規定により、特別の事情を有することの認定を申請します。

特別の事情:〇〇のため

(※)該当の法令条文

- (1)健康保険法第48条
- (2)厚生年金保険法第27条
- (3)雇用保険法第7条

商号又は名称
代表者氏名 様

市川市長

特別事情申請書に係る審査結果通知書

年 月 日付けで貴社が提出した特別事情申請書について、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第12条の2第5項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

審査結果：

特別の事情を有するものと認めます。

そのため、「〇〇工事」については、「〇〇社」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が(※) 法第 条の規定による〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

特別の事情が認められません。

そのため、要綱第9条第1項及び工事請負契約約款第7条の2第1項の規定違反となります。

(理由)

(※)該当の法令条文

(1)健康保険法第48条

(2)厚生年金保険法第27条

(3)雇用保険法第7条